

令和6年度指名停止等の運用状況一覧

令和7年2月3日現在

NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
1	株式会社イーアーキ	神奈川県横浜市青葉区柿の木台28番地6	令和6年5月7日から令和6年6月6日まで (全国)	指名停止等措置要領(物品) 別表1第3号 (契約違反)	契約を履行する見込みがないと認められたことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領について」(平成30年7月12日付環境会第1807124号大臣官房会計課長通知)別表1第3号に該当するため。
2	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	令和6年5月31日から令和6年7月30日まで (中部地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	有資格業者である3社が、公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反の認定を受けたことは、「物品の製造契約、物品の購入及び請負契約に係る指名停止等措置要領」別表2第5号の措置要件に該当する。
3	中部電力ミライズ株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地			
4	東邦瓦斯株式会社	愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号			
5	①東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上1-1-2	③④ 令和6年7月12日から令和6年11月11日まで ①②⑤ 令和6年7月12日から令和6年9月11日まで (東北地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務において、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者5者を公表し、近畿日本ツーリスト株式会社を除く4者に対し排除措置命令を行った。 このことが「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領について」(平成30年7月12日付環境会第1807124号大臣官房会計課長通知)別表2第5号に該当するため、当該業者に対し指名停止を行うもの。 なお、東武トップツアーズ株式会社、株式会社日本旅行東北及び近畿日本ツーリスト株式会社については、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。
6	②株式会社日本旅行東北	宮城県仙台市青葉区中央4-7-22			
7	③名鉄観光サービス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19			
8	④株式会社JTB	東京都品川区東品川2-3-11			
9	⑤近畿日本ツーリスト株式会社	東京都新宿区西新宿2-6-1			
10	株式会社浅川組	和歌山県和歌山市小松原通三丁目69番地	令和6年7月31日から令和6年9月30日まで (近畿地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表第1第3号 (過失による粗雑工事)	株式会社浅川組が粗雑工事を行い、建設業許可部局(近畿地方整備局)より監督処分(営業停止40日間)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)に該当するため。
11	株式会社堀組	和歌山県田辺市南新万1番2-106号	令和6年7月31日から令和6年9月30日まで (近畿地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表第1第3号 (過失による粗雑工事)	株式会社堀組が粗雑工事を行い、建設業許可部局(和歌山県)より監督処分(営業停止40日間)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)に該当するため。

令和6年度指名停止等の運用状況一覧

令和7年2月3日現在

NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
12	大面建設株式会社	山梨県甲府市塩部3-2-8	令和6年7月24日から令和6年8月23日まで (関東地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	大面建設株式会社は、関東地方環境事務所において、令和6年7月24日に行われた「令和6年度富士箱根伊豆国立公園吉田口登山道線道路(歩道)改修工事」入札の結果、最低価格入札者であったが、入札結果が低入札価格調査の基準額を下回っていた。低入札価格調査を実施したところ、回答書を提出しない旨の届出を行い低入札価格調査への対応を辞退した。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
13	株式会社志賀建設	福島県石川郡石川町字屋敷入63	令和6年8月29日から令和6年12月28日まで (東北地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表第2 第3号(贈賄) 及び 第8号(公契約関係競売等妨害 又は談合)	株式会社志賀建設の元社員及び元取締役が、福島県石川町が発注した複数の公共工事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月30日及び同年5月21日、福島県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月21日に地検郡山支部に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、株式会社志賀建設の元社員及び元取締役が、複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして、約42万円相当の物品を提供したとして、同年6月10日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。このことが「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会発第9号大臣官房会計課長通知)別表第2第3号及び第8号に該当するため、当該業者に対し指名停止を行うもの。
14	株式会社永沢水道工業	岩手県一関市三関字神田171-1	令和6年8月29日から令和7年1月28日まで (東北地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表第2 第3号(贈賄) 及び 第10号(公契約関係競売等妨害 又は談合)	株式会社永沢水道工業の元専務取締役は、岩手県一関市が発注した複数の公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、その見返りとして飲食接待をしたとして、令和6年5月28日及び同年6月19日、岩手県警に公契約関係競売入札妨害及び贈賄の容疑で逮捕され、同年6月19日に盛岡地検に公契約関係競売入札妨害及び贈賄の罪で起訴された。このことが「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会発第9号大臣官房会計課長通知)別表第2第3号及び第10号に該当するため、当該業者に対し指名停止を行うもの。

令和6年度指名停止等の運用状況一覧

令和7年2月3日現在

NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
15	株式会社志賀建設	福島県石川郡石川町字屋敷入63	令和6年9月6日から令和7年1月5日まで (福島地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2 第3号イ(贈賄) 及び 第8号ア(公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社志賀建設の元社員及び元取締役は、福島県石川町が発注した複数の公共工事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月30日及び同年5月21日、福島県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月21日に地検郡山支部に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、株式会社志賀建設の元社員及び元取締役は、複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして、約42万円相当の物品を提供したとして、同年6月10日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。 このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第3号イ及び第8号アに該当するため。
16	大空企画有限公司	沖縄県うるま市石川東恩納1648番地	令和6年10月3日から令和6年11月2日まで (九州地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表第2第16号 (不正又は不誠実な行為)	沖縄気象台が令和6年8月20日に開札を行った「於茂登岳自営受電設備等敷設工事設計業務委託」において、同社が最低価格入札者となったが、調査基準価格を下回る入札額であったことから低入札調査を実施することになったにもかかわらず、入札金額の錯誤を理由に同調査への対応を拒否したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
17	有限会社山末建設	大分県宇佐市大字下高1724番地	令和6年10月3日から令和6年11月2日まで (九州地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表第2第16号 (不正又は不誠実な行為)	同社及び同社従業員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和2年2月22日に中津簡易裁判所において、同社及び同社従業員がそれぞれ罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
18	株式会社総合設備コンサルタント	東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目34番14号	令和6年10月10日から令和6年11月9日まで (全国)	指名停止等措置要領(物品) 別表第2第14号 (不正又は不誠実な行為)	平成30年度から令和2年度にかけて実施した自然環境局等の委託業務に関して、人件費の不適切な過大請求が行われていたため。

令和6年度指名停止等の運用状況一覧

令和7年2月3日現在

NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
19	株式会社マキヤ設備設計	沖縄県那覇市若狭2丁目1番7号	令和6年10月11日から令和6年11月10日まで (九州地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表第2第16号 (不正又は不誠実な行為)	沖縄気象台が発注した「於茂登岳自営受電設備等敷設工事設計業務委託」において同社が落札者となったが、業務の一部を再委託する予定であった業者からの協力を得られなくなったことに伴い業務遂行が困難になったとして契約締結を辞退したことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
20	株式会社目黒林業	秋田県男鹿市船川港船川字化世沢177番地8	令和6年10月15日から令和7年1月14日まで (東北地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表第2第3号 (贈賄)	株式会社目黒林業の元代表取締役は、秋田県が発注した道路の維持管理業務を巡り、同県職員が維持管理業務の受注者に対して、目黒林業を再委託先とするよう斡旋した見返りとして現金を渡したとして、令和6年8月7日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕され、同年8月28日に秋田地検に贈賄の罪で起訴された。 このことが「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領について」(平成30年7月12日付環境会発第1807124号大臣官房会計課長通知)別表第2第3号に該当するため、当該業者に対し指名停止を行うもの。
21	遠藤興業株式会社	宮城県石巻市大街道南2丁目9番13号	令和6年11月7日から令和7年1月6日まで (東北地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表第2第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)	遠藤興業株式会社の元専務執行役員は、石巻市が発注した公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月10日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月1日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 このことが「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表第2第8号イに該当するため、当該業者に対し指名停止を行うもの。
22	快聲堂	東京都青梅市河辺町五丁目25-2-505	令和6年12月18日から令和7年1月17日まで (東北地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表第2第14号 (不正又は不誠実な行為)	東北地方環境事務所が発注する「令和6年度磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域GISデータ作成及び供覧用総括図印刷業務」について、令和6年11月7日に入札を行い、快聲堂が落札者となったが、その後、当該契約の履行が困難であるとして、契約締結の辞退に至った。 このことが「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成30年7月12日付環境会発第1807124号大臣官房会計課長通知)別表第2第14号に該当するため、当該業者に対し指名停止を行うもの。

令和6年度指名停止等の運用状況一覧

令和7年2月3日現在

NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
23	株式会社奥村組	大阪府大阪市阿倍野区松崎町2丁目2番2号	令和6年12月25日から令和7年1月24日まで (九州地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第2号 (過失による粗雑工事)	同社が履行した九州地方整備局発注の「北九州航空基地(R4)建築その他工事」において、アンカーボルトの埋込施工で限界許容差を超える誤差が生じ修正設計及び残工事に対応したことにより、工期末までに工事を完成させることができなかったこと、これにより当該建物の供用開始の遅延及び関連工事等の工期延期が生じたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表1第2号(過失による粗雑工事)に該当するため。
24	有限会社エル・ワイ・ケイ	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7097番地2	令和7年1月15日から令和7年2月14日まで 九州地方環境事務所 管内 (熊本県、大分県及び鹿児島県)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第14号 (不正又は不誠実な行為)	熊本防衛支局が発注した「新田原飛行場周辺地区(6)剪定等工事(その1)」及び「新田原飛行場周辺地区(6)剪定等工事(その2)」において、落札決定後に契約を辞退し、国の業務執行を停滞させたことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」別表2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
25	①水谷工業株式会社	福島県石川郡石川町字当町11番地	①③令和7年1月21日から令和7年4月20日まで ②令和7年1月21日から令和7年5月20日まで (東北地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) ①③別表第2第8号 (公契約関係競売等妨害又は談合) ②別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、水谷工業株式会社の従業員、株式会社福産建設の専務取締役及び株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検に談合罪で略式起訴された。 このことが、水谷工業株式会社と株式会社佐藤渡辺は「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会発第9号大臣官房会計課長通知)別表第2第8号、株式会社福産建設は第10号に該当するため、当該業者に対し指名停止を行うもの。
26	②株式会社福産建設	福島県石川郡石川町大字双里字櫻町20番地			
27	③株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布1丁目18番4号			
28	株式会社三輪建設工業	岡山県岡山市東区瀬戸町瀬戸86番地15	令和7年1月23日から令和7年2月22日まで (九州地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	沖縄気象台が発注した「石垣島地方気象台第二庁舎解体工事」の一般競争入札に参加し、同社が最低価格入札者となったが、入札価格が調査基準価格を下回る金額であったことから低入札価格調査を実施することになったにもかかわらず、当該調査への対応を拒否したことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

令和6年度指名停止等の運用状況一覧

令和7年2月3日現在

NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
29	鹿島・東急特定建設工事共同企業体	—	令和7年2月3日から令和7年2月16日まで (福島地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反)	<p>福島地方環境事務所が発注し、鹿島・東急特定建設工事共同企業体が受注した、令和5年度中間貯蔵家屋解体工事(その2)において、令和6年8月8日、2次下請け業者株式会社角翔の労働者が建築物の解体工事現場内において4日以上の上の休業を要する労働災害に被災していたにもかかわらず、同社は所轄の富岡労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出せず、災害発生場所、災害発生状況等を偽り郡山労働基準監督署へ労働者死傷病報告書を提出していたという事実が認められた。</p> <p>このことに関して、令和6年12月6日、富岡労働基準監督署は同社専務取締役を労働安全衛生法違反の疑いで福島区検察庁いわき支部に書類送検した。</p> <p>また、株式会社角翔が労働災害の発生を隠したことにより受注者は除染等工事共通仕様書(第12版)1-1-36に定める事故報告書を速やかに提出できなかった。</p> <p>当該工事において、法令が遵守されず、契約書類の定めるところにより契約が履行されなかったことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号に該当するため。</p>
30	鹿島建設株式会社	東京都港区元 赤坂1丁目3番1号	令和7年2月3日から令和7年3月2日まで (福島地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反)	<p>福島地方環境事務所が発注し、鹿島・東急特定建設工事共同企業体が受注した、令和5年度中間貯蔵家屋解体工事(その2)において、令和6年8月8日、2次下請け業者株式会社角翔の労働者が建築物の解体工事現場内において4日以上の上の休業を要する労働災害に被災していたにもかかわらず、同社は所轄の富岡労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出せず、災害発生場所、災害発生状況等を偽り郡山労働基準監督署へ労働者死傷病報告書を提出していたという事実が認められた。</p> <p>このことに関して、令和6年12月6日、富岡労働基準監督署は同社専務取締役を労働安全衛生法違反の疑いで福島区検察庁いわき支部に書類送検した。</p> <p>また、株式会社角翔が労働災害の発生を隠したことにより受注者は除染等工事共通仕様書(第12版)1-1-36に定める事故報告書を速やかに提出できなかった。</p> <p>当該工事において、法令が遵守されず、契約書類の定めるところにより契約が履行されなかったことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号に該当するため。</p>

令和6年度指名停止等の運用状況一覧

令和7年2月3日現在

NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
31	東急建設株式会社	東京都渋谷区 渋谷1丁目16番14号	令和7年2月3日から令和7年3月2日まで (福島地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反)	<p>福島地方環境事務所が発注し、鹿島・東急特定建設工事共同企業体が受注した、令和5年度中間貯蔵家屋解体工事(その2)において、令和6年8月8日、2次下請け業者株式会社角翔の労働者が建築物の解体工事現場内において4日以上の上の休業を要する労働災害に被災していたにもかかわらず、同社は所轄の富岡労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出せず、災害発生場所、災害発生状況等を偽り郡山労働基準監督署へ労働者死傷病報告書を提出していたという事実が認められた。</p> <p>このことに関して、令和6年12月6日、富岡労働基準監督署は同社専務取締役を労働安全衛生法違反の疑いで福島区検察庁いわき支部に書類送検した。</p> <p>また、株式会社角翔が労働災害の発生を隠したことにより受注者は除染等工事共通仕様書(第12版)1-1-36に定める事故報告書を速やかに提出できなかった。</p> <p>当該工事において、法令が遵守されず、契約書類の定めるところにより契約が履行されなかったことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号に該当するため。</p>
32	株式会社ユタ力建設	福島県双葉郡 檜葉町大字井出字八石65-2	令和7年2月3日から令和7年2月16日まで (福島地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反)	<p>福島地方環境事務所が発注し、鹿島・東急特定建設工事共同企業体が受注した、令和5年度中間貯蔵家屋解体工事(その2)において、令和6年8月8日、2次下請け業者株式会社角翔の労働者が建築物の解体工事現場内において4日以上の上の休業を要する労働災害に被災していたにもかかわらず、同社は所轄の富岡労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出せず、災害発生場所、災害発生状況等を偽り郡山労働基準監督署へ労働者死傷病報告書を提出していたという事実が認められた。</p> <p>このことに関して、令和6年12月6日、富岡労働基準監督署は同社専務取締役を労働安全衛生法違反の疑いで福島区検察庁いわき支部に書類送検した。</p> <p>また、株式会社角翔が労働災害の発生を隠したことにより受注者は除染等工事共通仕様書(第12版)1-1-36に定める事故報告書を速やかに提出できなかった。</p> <p>当該工事において、法令が遵守されず、契約書類の定めるところにより契約が履行されなかったことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号に該当するため。</p>

令和6年度指名停止等の運用状況一覧

令和7年2月3日現在

NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
33	株式会社角翔	福島県郡山市 片平町字新蟻塚87-1	令和7年2月3日から令和7年2月16日まで (福島地方環境事務所 管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反)	<p>福島地方環境事務所が発注し、鹿島・東急特定建設工事共同企業体が受注した、令和5年度中間貯蔵家屋解体工事(その2)において、令和6年8月8日、2次下請け業者株式会社角翔の労働者が建築物の解体工事現場内において4日以上の上休を要する労働災害に被災していたにもかかわらず、同社は所轄の富岡労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出せず、災害発生場所、災害発生状況等を偽り郡山労働基準監督署へ労働者死傷病報告書を提出していたという事実が認められた。</p> <p>このことに関して、令和6年12月6日、富岡労働基準監督署は同社専務取締役を労働安全衛生法違反の疑いで福島区検察庁いわき支部に書類送検した。</p> <p>また、株式会社角翔が労働災害の発生を隠したことにより受注者は除染等工事共通仕様書(第12版)1-1-36に定める事故報告書を速やかに提出できなかった。</p> <p>当該工事において、法令が遵守されず、契約書類の定めるところにより契約が履行されなかったことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号に該当するため。</p>